

事監契第 181218002 号

技 積第 181218002 号

平成 3 1 年 1 月 7 日

改正 令 3. 3. 11 事監契 210311001・技積 210311001

令 4. 3. 24 事監契 220322002・技積 220322003

令 5. 3. 27 建企契 230324005・建企積 230324002

令 6. 3. 27 建企契 240326010・建企積 240326001

各地方機関の長 殿

事業監理部長

技術企画部長

(公印・契印省略)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程第

25 条の基準の取扱いに関する事務手続きについて (通達)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程第 25 条の基準の取扱いに関する事務手続きについては、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程第 25 条の基準及びその取扱いについて」(令和 4 年 3 月 18 日付け事監契第 220318001 号・技積第 220318001 号通達)によるほか、平成 31 年 2 月 1 日以降入札手続きを開始するものから下記により行うこととされたい。

記

1 調査基準価格の確定

契約担当役は、対象請負契約を競争入札に付そうとするときは、予定価格の算出の基礎となる示方書、設計図書等により、調査基準価格を算出し、予定価格を記載する書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)の下部に「調査基準価格〇〇円」と記載するものとする。

2 競争参加者への周知

本制度の円滑な運用を図るため、契約担当役は、入札公告等により契約申込心得を熟読することを競争参加者に促すとともに、次の事項を入札説明書等に記載し、問題の発生し

ないよう配慮するものとする。

- (1) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合における入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程(平成 15 年 10 月機構規程第 69 号。以下「会計規程」という。)第 41 条第 2 項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なものをもって申込みをした者をいう。以下同じ。)であっても、必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

3 入札の執行

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

4 調査の実施

契約担当役は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「調査対象者」という。）によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次のような内容により調査対象者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- (1) 工事（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構工事競争参加者資格確認取扱規程第 1 条に掲げる工事をいう。）の請負契約の場合
 - ア 当該価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。
 - イ 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
 - ウ 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
 - エ 契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
 - オ 手持ち資材の状況
 - カ 資材購入先及び購入先と調査対象者の関係
 - キ 手持ち機械数の状況
 - ク 労務者の具体的供給見通し
 - ケ 過去に施工した公共工事名及び発注者
 - コ 建設副産物の搬出計画
 - サ 経営状況
 - シ 信用状況

ス その他必要な事項

(2) 役務（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役務競争参加者資格確認取扱規程第1条に掲げる役務をいう。）の契約の場合

ア 当該価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。

イ 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制

ウ 手持ち業務の状況

エ 手持ち機械等の状況

オ 国及び地方公共団体等から過去に受注・履行した業務の名称及び発注者

カ 経営状況

キ 信用状況

ク その他必要な事項

5 調査方法

(1) 契約担当役は、入札執行の結果、保留とされた場合には、直ちに4に掲げる調査を行うものとし、入札終了後、速やかに調査を完了させるものとする。

(2) 4に定める項目に係る調査は、地方機関の契約担当課長及び当該工事等を所掌する課長（以下これらの者を「調査担当者」という。）が行うものとする。

(3) 調査担当者は、別添の低入札価格調査マニュアル（工事、役務）の定めるところにより、調査対象者からの資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会等により厳正かつ的確に調査を行うものとする。

(4) 調査担当者は、(3)の調査を完了したときは、当該調査の結果を文書にとりまとめ、契約担当役へ報告するものとする。

6 調査の結果適合した履行がされると認められる場合の措置

契約担当役は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

7 調査の結果適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置

契約担当役は、調査の結果、最低価格入札者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、地方機関の長に対し、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号。以下「契約事務規程」という。）第26条第2項に規定する契約審査委員の指定を求めるものとする。

8 契約審査委員の指定

- (1) 地方機関の長は、契約担当役から契約審査委員の指定を求められたときは、直ちに当該地方機関所属の職員のうちから契約審査委員3名を指定し、当該契約審査委員の職名及び氏名を契約担当役に通知しなければならない。
- (2) 地方機関の長から契約審査委員の指定の通知を受けた契約担当役は、それぞれの契約審査委員に対し、調査結果及び自己の意見を記載した書面を必要部数作成し、契約審査委員に提出し、その意見を求めなければならない。

9 契約審査委員の審査及び意見の表示

契約審査委員は、契約担当役から意見を求められたときは、審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。この場合の意見は、多数決によるものではなく、個別の意見を表示するものとする。

10 契約審査委員の意見に基づく落札者の決定等

- (1) 契約審査委員の表示した意見のうち、2名以上の意見が契約担当役の意見（その価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる意見）と同一であった場合は、契約担当役は、最低価格入札者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（会計規程第41条第2項に規定する契約にあつては、機構にとって最も有利なもの次に有利なものをもって申込みをした者。以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、4以降と同様の手続によるものとする。

- (2) 契約担当役は、契約審査委員の表示した意見のうち、2名以上の意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについての合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。

- (3) 契約担当役は、

ア 次順位者を落札者と決定した場合は、

(ア) 当該落札者には、必要な事項の通知

(イ) 最低価格入札者で落札者とならなかった者には、落札者とならなかった理由その他必要な事項の通知

(ウ) その他の入札者には、適宜の方法により落札の決定があつた旨の通知をするものとし、

イ 最低価格入札者を落札者とした場合は、

(ア) 当該落札者には、必要な事項の通知

(イ) その他の入札者には、適宜の方法により落札の決定があつた旨の通知をするも

のとする。

また、ア及びイの通知をしたときは、併せて適宜の方法により落札の決定があった旨を公表するものとする。

11 公表資料への特記

低入札価格調査の対象となった入札については、当該工事等に係る入札結果を公表する際に、公表する入札調書の低入札価格調査を実施した者に係る備考欄に「低入札価格調査実施」と記載するものとする。

12 報告

契約担当役は、次順位者を落札者としたときは、遅滞なく当該競争に関する調書に調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに契約審査委員の意見を記載した書面の写しを添付して、理事長へ報告するものとする。

(別添)

低入札価格調査（工事）マニュアル

1 目的

本マニュアルは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が発注する工事に係る品質確保及び不良・不適格業者の排除等に資するために、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程第26条第1項に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施するに当たり、調査すべき内容及びその調査方法について定めたものである。

2 適用対象

本マニュアルは、工事の入札に関し、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対して適用する。

3 調査方法

(1) 本マニュアルに基づく調査（以下「本調査」という。）は、入札が執行された日から実施することとし、契約担当課長及び当該工事等を所掌する課長（以下これらの者を「調査担当者」という。）は、可及的速やかに本調査の対象者（以下「調査対象者」という。）からの事情聴取、関係機関等への照会等の調査を完了すること。

(2) 本調査は、下記の手順で実施するものとする。

ア 落札の決定を保留した段階で、調査対象者に対し、低入札価格調査の対象である旨申し述べる。

イ 資料を作成し、原則として7日以内に契約担当役あてに調査対象者の責任者等から提出するよう求める。

ウ 資料受領後、本マニュアル「4 調査内容」に基づき事情聴取を行う。事情聴取は、調査対象者の責任者（支店長、営業所長等）から行う。

なお、資料は、事情聴取当日ではなく事前（2～3日前）に提出させるものとする。

エ 調査対象者からの事情聴取後、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを確認するため、追加の資料提出が必要と認めるときは、提出期限までに契約担当役が追加で定める資料及びその添付資料（以下「追加資料等」という。）を提出するよう求めるものとする。

なお、追加資料等の提出期限は、事前に追加資料等の作成に要する期間を調査対象者に確認した上で、適切に設定するものとする。

(3) 本調査の実施に際し、本マニュアルで定められた資料提出等が行われない場合は、調査対象者に対し、期限を定めて積極的な説明を求め、これに応じないときは、「不適切な入札」として契約担当役に報告する旨申し述べる。

4 調査内容

本調査においては、調査対象者から次の項目に関する資料を提出させ、当該資料に記載された次の内容について調査を行うものとする。

(1) 当該価格により入札した理由（様式2）

当該入札価格によって当該工事の安全かつ良質な施工が可能かを確認する。

(2) 入札金額の積算内訳

工事費積算明細書（様式3）について、以下の調査を行う。

ア 仕様及び数量

(ア) 工事等数量総括表に対応する記載内容となっているか。

(イ) 工事費内訳書の記載内容と工事費積算明細書の記載内容とに不一致がないか。

(ウ) 設計図書での要求事項を理解して見積を行っているか。

(エ) 指定の数量によって積算されているか（数量の指定がない場合は、業者の数量による。）。

(オ) 指定の工法によって施工することとしているか（工法指定がない場合は、その工法に安全性等の点で問題はないか。）。

イ 資材単価、労務単価又は市場単価

資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求める等詳細な調査を行う。

ウ 下請業者との関係

下請業者を予定している場合には、予定している「施工体制台帳（様式4）及び施工体系図（様式5）」及びその下請業者からの見積書等の提出を求め、下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているかを確認する。

以下の場合には、その理由を記載した書類等の提出を求め、これに基づき詳細な調査を行うとともに、必要に応じて下請業者のヒアリングを実施する。

(ア) 下請業者の見積金額が入札金額の積算内訳に適切に反映されていない場合

(イ) 下請業者の見積書等の工事内容（規格、工法及び数量等）が明確でない場合

(ウ) 下請業者の資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合

エ 安全対策

安全管理等の共通仮設費の計上が不適當ではないか（特に、指定仮設についての調査は入念に行うこと。）。

オ 現場管理費

現場管理費の計上が不適當ではないか。

カ 一般管理費

一般管理費について、発注者の価格に比し相当程度低いと認められる場合は、当

該価格の設定理由について確認を行う。

(3) 手持ち工事の状況

手持ち工事の状況及び配置予定技術者の内容について、以下の調査を行う。

ア 契約対象工事付近における手持ち工事の状況（様式6-1）及び契約対象工事に関連する手持ち工事の状況（様式6-2）から間接費の節減が可能か（具体的には、損料、現場管理費等の節減が可能であるかどうか。）。

イ 配置予定技術者名簿（様式7）

(ア) 工事予定箇所に関連する技術者（監理技術者等）について、配置予定を確認し、他の手持ち工事の状況との関係を確認する。

(イ) 予定技術者について、名簿の提出を求め調査対象者との雇用関係の確認を健康保険証等の写しにより確認する。

(ウ) 予定技術者については、入札公告又は入札公示後に入社させた者を配置していないかを確認する。

(4) 契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関連（様式8）

契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関連の内容について、以下の調査を行う。

ア 監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理的条件等を鑑み、経費等の節減が可能かどうかを確認する。

イ 緊急時の対応等、安全管理に優位性があるかを確認する。

(5) 手持ち資材の状況（様式9）

手持ち資材を当該工事で活用している場合は、具体的な数量・活用方法及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格との関連性について確認する。

【具体例】

(a) 仮設鋼矢板及び支保材、足場材、その他二次製品の活用をする。

(b) コンクリート用型枠等を活用する。

(c) 安全管理資材を保有している。

(d) 契約対象工事に関連する手持ち資材の活用に関し優位性がある。

(6) 資材購入先及び購入先と調査対象者との関係（様式10）

当該工事で使用する資材について、低価格での調達が可能としている場合には、その根拠を資材販売店等の作成した見積書等により確認する。確認できない場合は、取引先の意向を確認する。

【具体例】

(a) 手形取引でなく現金決済による値引きが可能である。

(b) 系列会社あるいは協力会社からの取引が可能である。

(c) 永年にわたり取引がある。

(7) 手持ち機械の状況（様式11）

当該工事において手持ちの建設機械等を使用している場合は、所属等を証する資料等で確認する。

【具体例】

- (a) 手持ちの建設重機械等の活用が可能であり、損料計上が優位にある。
- (b) 資産償却が終わっており、損料が不要となる。
- (c) 系列会社からの取引又は永年にわたり取引がある。

(8) 労務者の具体的供給見通し

労務者の確保計画（様式 12）及び工種別労務者配置計画（様式 13）の内容について、以下の調査を行う。

ア 労務者について、確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能かを確認する。

イ 労務者について、自社の者を従事させることとなる場合には名簿の提出を求め、雇用関係の確認は健康保険証等の写しにより行う。

(9) 過去に施工した公共工事の状況（様式 14）

過去に施工した公共工事名及びその発注者に関する状況の内容について、以下の調査を行う。

ア 過去に施工した公共工事の一覧表を提出させ、その内容について確認を行う。

イ 機構が発注した工事において低入札価格受注工事があれば報告をさせ、当該低入札価格受注工事に係る低入札価格調査の結果及び工事成績評定点を確認する。

(10) 建設副産物の搬出計画（様式 15）

建設副産物の搬出地等の状況について、以下の調査を行う。

ア 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が示方書等に合致しているかを確認する。

イ 適正な処理を行っている搬出地を選定しているかを確認する（処理価格も含む）。

(11) 経営状況

調査対象者から建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第 15 号から第 17 号までによる直前 1 年の各営業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を提出させて調査するほか、調査対象者の取引金融機関、保証会社等へ照会すること等により確認を行う。

(12) 信用状況

建設業法違反、賃金の不払及び下請代金の支払遅延等の有無について申告させ、経営事項審査結果通知書による確認、建設業許可部局、労働基準監督署等への照会による確認等を行う。

5 契約後の取扱い

本調査を実施した工事で履行可能と判断し契約した工事については、本調査で提出させた資料及び調査報告書の写しを監督員へ送付するとともに、「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について」（平成 15 年 10 月 1 日付け鉄業契第 24 号・鉄計積第 9 号通達）に基づき、以下の措置を講じる。

- (1) 施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が低入札価格調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認するものとする。
- (2) 施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が低入札価格調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認するものとする。

低入札価格調査通知書

記号番号

○年○月○日

住所

調査対象者の商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

○○建設局長 ○ ○ ○ ○

(公印省略)

○年○月○日に開札を行った「○○○ (工事名)」については、低入札価格に関する調査の対象となりましたので、ご協力願います。

記

1 入札価格及び履行体制の調査について

次に掲げる資料を作成し、○年○月○日までに提出してください。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 手持ち工事の状況
- (3) 契約対象工事箇所と調査対象者の事務所・倉庫等との関連
- (4) 手持ち資材の状況
- (5) 資材購入先及び購入先と調査対象者との関係
- (6) 手持ち機械の状況
- (7) 労務者の具体的供給見通し
- (8) 過去に施工した公共工事の状況
- (9) 建設副産物の搬出計画
- (10) 経営状況 (直前1年度分)

なお、当該資料に係る事情聴取を○年○月○日○時から当建設局○○会議室において行います。説明者は、責任者 (代表者、支店長又は営業所長) とします。

2 履行状況の調査について

監督員は、主任 (監理) 技術者に対し、随時に履行状況について聴取を行います。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 ○○建設局長 ○○○○ 殿

○○建設株式会社

代表取締役 ○○○○

低入札価格調査に係る資料の提出について

下記件名の入札に係る低入札価格調査に関し、関係資料を提出します。

なお、当該資料に関しては、虚偽の記載がないこと並びに後日虚偽記載の事実が判明した場合には、いかなる措置に対しても不服を申し立てないことを誓約します。

記

1 工事件名

2 提出資料

調 査 項 目	提 出 資 料 等
当該価格により入札した理由	当該価格により入札した理由（様式 2） 工事費積算明細書（様式 3） 施工体制台帳（様式 4） 施工体系図（様式 5） 下請業者の見積書
手持ち工事の状況	手持ち工事の状況（契約対象工事現場付近）（様式 6-1） 手持ち工事の状況（契約対象工事関連）（様式 6-2） 配置予定技術者名簿（様式 7）
契約対象工事箇所と調査対象者の事務所・倉庫等との関連	契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関連（様式 8）
手持ち資材の状況	手持ち資材の状況（様式 9）
資材購入先及び購入先と調査対象者との関係	資材購入先及び購入先と調査対象者との関係（様式 10）
手持ち機械の状況	手持ち機械の状況（様式 11）
労務者の具体的供給見通し	労務者の確保計画（様式 12） 工種別労務者配置計画（様式 13）

過去に施工した公共工事の状況	過去に施工した公共工事の状況（様式14）
建設副産物の搬出計画	建設副産物の搬出計画（様式15）
経営状況	貸借対照表（○年度） 損益計算書（○年度） 株主資本等変動計算書（○年度） 主たる取引金融機関 ○○銀行○○支社
信用状況	建設業法違反の有無 有・無 貸金不払いの有無 有・無 下請代金の支払遅延の有無 有・無
その他特記事項	

3 本件に係る担当者の所属、氏名及び連絡先

本件責任者：○○株式会社 ○○課 ○○ ○○

担当者：○○株式会社 ○○課 ○○ ○○

連絡先1：○○○-○○○-○○○○（代表）

連絡先2：○○○-○○○-○○○○（○○課）

（注）「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先は押印を省略する場合に記載すること
（個人事業主等で複数の電話番号がない場合は1つで可）。

様式2

当該価格により入札した理由

様式4

施 工 体 制 台 帳

※最新の施工体制台帳様式を使用する。


様式 5

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

※最新の工事作業所災害防止協議会兼施工体系図様式を使用する。

様式8

契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関連

A large empty rectangular box with a black border, intended for a diagram or table. The box is currently blank, with no text or graphics inside.

低入札価格調査資料作成要領

1. 調査対象者は、別途通知される低入札価格調査通知書に示す期日までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、契約担当役又は調査担当者が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 調査対象者は、施工体制確認型総合評価方式により落札者を決定しようとする工事について、その申込みに係る価格が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程(平成15年10月機構規程第78号)第25条に基づく調査基準価格に満たないために、地方機関の長の求めに応じ、施工体制確認型総合評価の審査のため追加資料を提出したときは、各様式に当該追加資料の記載内容と異なる内容を記載してはならない。
4. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、調査対象者が必要と認める添付書類を提出することができる(この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。)
5. 契約担当役又は調査担当者は、発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、必要に応じ、各様式ごとに提出すべきことを記した添付書類以外にも、調査対象者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するために別途の説明資料の提出を求めることがある。

様式2 当該価格により入札した理由

記載要領

1. 当該価格により入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該調査対象者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
2. なお、当該価格により入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

様式3 工事費積算明細書

記載要領

1. 工事等数量総括表に対応する内訳書とする。
2. 契約対象工事の施工に当たって必要となる全ての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用(例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用)についても計上するも

のとする。

3. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならない。
4. 調査対象者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（上記2の定めに従って計上したもの）を下回る時は、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
5. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。
6. 本様式に記載した内容に、さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用してその詳細が明確になるようにする。
7. 調査対象者において、本様式と同様の内容を記載した明細書を既に作成しているときは、当該明細書をもって本様式に代えることができる。

添付書類

下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。

様式6-1 手持ち工事の状況（契約対象工事現場付近）

記載要領

本様式は、契約対象工事現場付近（半径10km程度）の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り記載する。

添付資料

本様式に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。

様式6-2 手持ち工事の状況（契約対象工事関連）

記載要領

本様式は、契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り記載する。

様式7 配置予定技術者名簿

記載要領

1. 配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。
2. 入札説明書に定める条件により、配置が必要な監理技術者と同一の要件を満たす技術者を現場に配置することとなるときは、その者についても記載する。

添付資料

本様式に記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。

様式 8 契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関連

記載要領

本様式は、調査対象者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。

添付書類

本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事箇所との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事箇所までの距離及び連絡経路が分かるようにする。

様式 9 手持ち資材の状況

記載要領

本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。

添付書類

本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。

様式 10 資材購入先及び購入先と調査対象者との関係

記載要領

1. 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

2. 「購入先名」の「調査対象者との関係」欄には、調査対象者と購入予定業者との関係を記載する（例 協力会社、同族会社、資本提携会社等）。また、取引年数を括弧書きで記載する。
3. 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価を、「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

1. 本様式の「購入先名」の「調査対象者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
2. 市場価格より低い価格での調達が可能としている資材については、当該資材の販売店等の作成した見積書等を添付する。

様式 1 1 手持ち機械の状況

記載要領

本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。

添付書類

本様式に記載した手持ち機械について、所属等を証する資料等を添付する。

様式 1 2 労務者の確保計画

記載要領

1. 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数欄とも（ ）内に外書きする。
2. 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。
自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。
3. 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
4. 「下請会社との関係/下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、調査対象者と当該下請会社との関係を記載する（例 協力会社、同族会社、資本提携会社等）。また、取引年数を括弧書きで記載する。

添付書類

本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する健康保険証等の写し等を添付する。

様式 1 3 工種別労務者配置計画

記載要領

1. 本様式には、様式 1 2 の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
2. 「配置予定人数」欄は、毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の 50 職種のうち必要な職種について記載する。

様式 1 4 過去に施工した公共工事の状況

記載要領

1. 本様式は、過去 5 年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が 20 を超えるときは、判明している落札率の低い順に 20 の工事の実績を選んで記載する。
2. 低入札価格調査の対象となった工事があるときは、備考欄に「低」と記載する。
3. 各工事ごとの工事成績評定点を記載する。ただし、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。

様式 1 5 建設副産物の搬出計画

記載要領

契約対象工事で発生する全ての建設副産物について記載する。

低入札価格調査（役務）マニュアル

1 目的

本マニュアルは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が発注する役務に係る成果物の品質確保及び不良・不適格業者の排除等に資するために、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程第26条第1項に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施するに当たり、調査すべき内容及びその調査方法について定めたものである。

2 適用対象

本マニュアルは、役務の入札に関し、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対して適用する。

3 調査方法

(1) 本マニュアルに基づく調査（以下「本調査」という。）は、契約担当課長及び当該工事等を所掌する課長（以下これらの者を「調査担当者」という。）が、本調査の対象者（以下「調査対象者」という。）からの事情聴取、関係機関等への照会等により行うものとし、これらをできるだけ速やかに完了すること。

(2) 本調査は、次の手順で実施するものとする。

ア 落札の決定を保留した段階で、調査対象者に対し、低入札価格調査の対象であり、本調査を行う旨申し述べる。

イ 契約担当役は、調査対象者に対し、あらかじめ指定した期日（以下「提出期限」という。）までに4に掲げる資料及び添付資料（以下「資料等」という。）を提出するよう求めるものとする。

なお、提出期限については、事前に資料等の作成に要する期間を調査対象者に確認した上で、適切に設定するものとする。

ウ 調査対象者は、契約担当役が求める資料等のほか、必要と認める任意の資料をあわせて提出することができるものとする。

エ 調査担当者は、資料等の提出を受けた後、速やかに調査対象者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、調査対象者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを確認するものとする。

オ 契約担当役は、調査対象者からの事情聴取後、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを確認するため、追加の資料提出が必要と認めるときは、提出期限までに契約担当役が追加で定める資料及びその添付資料（以下「追加資料等」という。）を提出するよう求めるものとする。

なお、追加資料等の提出期限は、事前に追加資料等の作成に要する期間を調査対象者に確認した上で、適切に設定するものとする。

(3) 本調査は、2の基準に該当する複数の者について並行して行うことができるものとする。

る。ただし、契約事務規程第 26 条の手続きについては、最低の価格又は機構にとってもっとも有利なものをもって入札した者から順に行うものとする。

4 提出を求める資料等と調査内容

(1) 調査担当者は、本調査において、調査対象者から次の項目に関する資料等を提出させ、当該資料等に記載された次の内容について調査を行うものとする（力にあっては、測量業務及び地質調査業務に限る。）。

ア 当該価格により入札した理由（様式 2）

手持ち業務の状況及び保有する技術者の状況等に照らして、業務の適切な実施及び成果品の品質の確保を図りうること並びに手持ち機械等の状況、過去に実施した同種又は類似の業務の実績及び再委託会社の協力等に照らして、入札した価格で業務が実施可能であること。

イ 入札価格の積算内訳（様式 3）

- (ア) 工事等数量総括表に対応した内訳書となっていること。また、工事等数量総括表に記載されている区分別の費用内訳が分かる内訳書となっていること。
- (イ) 契約対象業務の実施に必要な費用が計上されていること。
- (ウ) 再委託予定の業務内容と金額が妥当なものであること。
- (エ) 契約対象業務の実施に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該業務の一般管理費等（建築関係の役務にあっては、間接経費）に計上していること。

ウ 業務実施体制（様式 4）

- (ア) 業務内容に照らして、配置予定技術者数が十分であること。
- (イ) 再委託予定の業務内容と金額が妥当なものであること。

エ 手持ち業務の状況（様式 5）

配置予定技術者ごとの手持ち業務の量に照らして、契約対象業務の実施に支障がないこと。

オ 配置予定技術者名簿（様式 6）

契約対象業務の実施のため、当該配置予定技術者が分担する役割の十分な遂行に必要な資格を有すること。

カ 手持ち機械等の状況（様式 7）

記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象業務で使用する予定であること又はリースする予定であること。

キ 過去に実施した同種又は類似の業務の名称及び発注者（様式 8）

- (ア) 記載された業務実績が実在するものであること。
- (イ) 過去に同種又は類似の業務を実施した実績が契約対象業務に要する経費の低減に資すること。

ク 直前 3 カ年の事業（営業）年度に係る計算書類

経営内容に特段の問題がないこと。

ケ その他、契約担当役が必要と認める事項

(2) 調査担当者は、調査対象者の経営状況及び信用状況について次の内容を自ら調査し、調査報告書に記載するものとする。

ア 経営状況に関する事項

関係機関への照会により、経営状況に特段の問題がないこと。

イ 信用状況に関する事項

(ア) 賃金不払いの状況、再委託先への代金の支払遅延状況、法令違反などの信用状況に関する特段の問題がないこと。

(イ) 建設コンサルタント登録等における消除等の履歴に関する状況（測量業務にあつては測量法（昭和24年法律第188号）第57条第1項又は第2項に基づく登録の取消し又は営業の停止の履歴に関する状況を、土木関係の役務業務にあつては建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第11条第1項第4号（不正手段による登録）、第8号（役員等により不誠実な行為）又は第10号（現況報告書中の重要事項に虚偽の記載）に基づく消除の履歴に関する状況を、建築関係の役務業務にあつては建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第1項又は第2項に基づく監督処分等の履歴に関する状況を、地質調査業務にあつては地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第10条第1項第4号（不正手段による登録）、第8号（役員等により不誠実な行為）又は第10号（現況報告書中の重要事項に虚偽の記載）に基づく消除の履歴に関する状況を、補償関係役務業務にあつては補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第12条第1項第4号（不正手段による登録）、第8号（役員等による不誠実な行為）、第10号（現況報告書中の重要事項に虚偽の記載）又は第11号（登録停止期間中の登録表示行為）に基づく消除の履歴に関する状況をいう。）

5 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置

(1) 虚偽説明等への対応

調査対象者が当該調査を経て契約を行った後に虚偽の資料提出又は説明を行ったことが明らかとなった場合は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 当該業務の成績評定において厳格に反映する。

イ 過去5年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」（平成15年10月機構規程第83号）別表第2第15号により指名停止を行う。

(2) 結果の公表

低入札価格調査の結果は、別に定めるところにより公表するものとする。

(3) 契約後の取扱い

契約担当役は、本調査を経て契約を行った役務については、本調査で提出させた資料

等及び調査報告書の写しを監督員へ送付するとともに、監督員は作業計画書等の内容のヒアリングを主任技術者等から行うこととし、記載内容が本調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認するものとする。

(4) 事前の周知

(1)から(3)までの内容は、あらかじめ入札説明書等において明らかにするものとする。

低入札価格調査通知書

記号番号

○年○月○日

住所

調査対象者の商号又は名称

代表者氏名

殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

○○建設局長 ○ ○ ○ ○

(公印省略)

○年○月○日に開札を行った「○○○ (業務名)」については、低入札価格に関する調査の対象となりましたので、ご協力願います。

記

1 入札価格及び履行体制の調査について

次に掲げる資料を作成し、○年○月○日までに提出してください。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 入札価格の積算内訳
- (3) 業務実施体制
- (4) 手持ち業務の状況
- (5) 配置予定技術者名簿
- (6) 手持ち機械等の状況 (測量業務及び地質調査業務に限る)
- (7) 過去に実施した同種又は類似の業務
- (8) 経営状況 (直前3年度分)

なお、当該資料に係る事情聴取を○年○月○日○時から当建設局○○会議室において行います。説明者は、責任者 (代表者、支店長又は営業所長) とします。

2 履行状況の調査について

監督員は、主任技術者に対し、随時に履行状況について聴取を行います。

3 照査状況の調査について (照査技術者を定めているものに限る。)

検査員は、完了検査時に照査報告書の内容に関して照査技術者から聴取を行います。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 契約担当役

〇〇建設局長 〇〇〇〇 殿

〇〇建設株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇

低入札価格調査に係る資料の提出について

下記件名の入札に係る低入札価格調査に関し、関係資料を提出します。

なお、当該資料に関しては、虚偽の記載がないこと並びに後日虚偽記載の事実が判明した場合には、いかなる措置に対しても不服を申し立てないことを誓約します。

記

1 件名

2 提出資料

調 査 項 目	提 出 資 料 等
当該価格により入札した理由	当該価格により入札した理由（様式2） 入札価格の積算内訳（様式3） 業務実施体制（様式4）
手持ち業務の状況	手持ち業務の状況（様式5）
配置予定技術者	配置予定技術者名簿（様式6）
手持ち機械等の状況	手持ち機械等の状況（様式7） （測量業務及び地質調査業務に限る）
過去に施工した同種又は類似の状況	過去に実施した同種又は類似の業務の名称及び発注者（様式8）
経営状況	貸借対照表（〇年度） 損益計算書（〇年度） 株主資本等変動計算書（〇年度） 主たる取引金融機関 〇〇銀行〇〇支社

その他特記事項	
---------	--

3 本件に係る担当者の所属、氏名及び連絡先

本件責任者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇

担当者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇

連絡先1：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代表）

連絡先2：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（〇〇課）

（注）「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先は押印を省略する場合に記載すること（個人事業主等で複数の電話番号がない場合は1つで可）。

様式 2

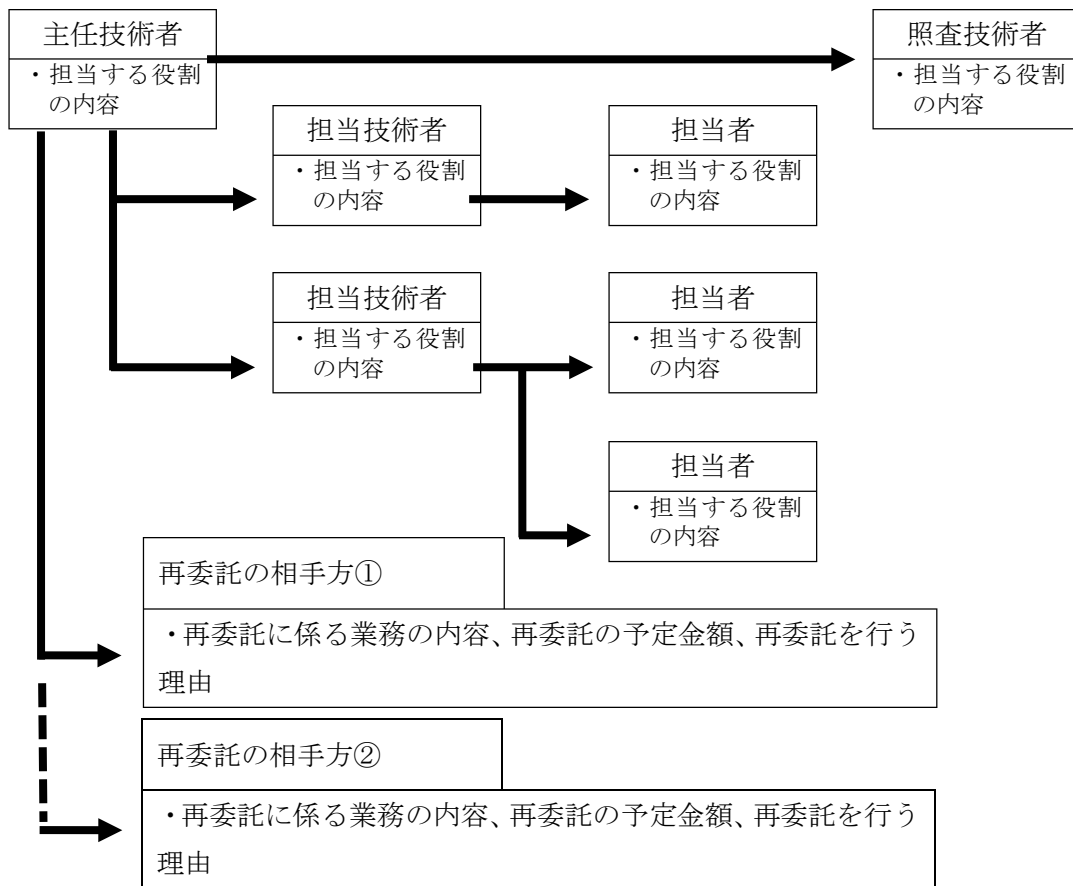
当該価格により入札した理由

当該価格により入札した理由

様式 4

業務実施体制（標準記載例）

技術者の区分	氏名	役職・部署	担当する役割の内容	備考
主任技術者				
照査技術者				
担当技術者				
担当技術者				
担当技術者				
担当者				
担当者				



様式5

手持ち業務の状況

(技術者) (氏名:)

業 務 名	発 注 者	履 行 期 間	契 約 金 額	備 考

様式6

配置予定技術者名簿（標準記載例）

技術者の区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号	備考
主任技術者					
照査技術者					
担当技術者					
担当技術者					
担当技術者					
担当者					
担当者					
担当者					

様式 8

過去に実施した同種又は類似の業務の名称及び発注者

(技術者) (氏名 :)

業 務 名	発 注 者	履 行 期 間	契 約 金 額	作 業 成 績	備 考

低入札価格調査資料作成要領

1. 調査対象者は、別途通知される低入札価格調査通知書に示す期日までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付資料を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、契約担当役又は調査担当者が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付資料を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式ごとに提出すべき添付資料のほか、調査対象者が必要と認める添付資料を提出することができる（この場合、任意の添付資料である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）。
4. 必要に応じ、各様式ごとに提出すべき添付資料以外にも、調査対象者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを確認するために説明資料の提出を求めることがある。

様式2 当該価格により入札した理由

記載要領

1. 当該価格により入札した理由を、手持ち機械等の状況、過去に実施した同種又は類似の業務の実績、再委託会社の協力等の観点から記載する。
2. なお、当該価格により入札した結果、当該業務の適切な実施及び成果品の品質の確保を行うことは当然である。

様式3 入札価格の積算内訳

記載要領

1. 工事等数量総括表に対応する積算内訳とする。
2. 計上する費用については、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならない。
3. 調査対象者の申込みに係る金額が、契約対象業務の実施に要する費用の額を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等（建築関係の役務にあつては、間接経費）に計上する。
4. 業務の実施に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。

様式4 業務実施体制

記載要領

1. 「技術者の区分」の名称は、契約対象業務の業種区分に応じて適宜設定すること。
2. 測量業務及び地質調査業務については、配置を予定する技術者のうち、現場作業における技術上の責任者として現場責任者を定め、備考欄に「現場責任者」と明記すること。
3. 建築関係の役務にあつては、協力会社の技術者を配置する予定である場合は、備考欄に会社名を明記すること。
4. 体制図においては、契約対象業務のうち設計図書において指定した軽微な部分を含め再委託を行う予定がある場合は、再委託の相手先ごとに、相手方名及び再委託を行う業務の内容、再委託の予定金額及び再委託を行う理由を記載する。

様式5 手持ち業務の状況

記載要領

配置を予定する技術者ごとに、低入札価格調査の通知日における契約金額 500 万円以上の手持ち業務全てについて記載するものとする。なお、備考欄に手持ち業務における主任技術者、管理技術者、照査技術者、担当技術者等の別を明記すること。

様式6 配置予定技術者名簿

記載要領

1. 配置を予定する技術者について記載するものとする。なお、競争参加資格として必要な資格については少なくとも記載すること。
2. 「技術者の区分」の名称は、契約対象業務の業種区分に応じて適宜設定すること。
3. 測量業務及び地質調査業務については、配置を予定する技術者のうち、現場作業における技術上の責任者として現場責任者を定め、備考欄に「現場責任者」と明記すること。

添付資料

1. 本様式に記載した技術者が自社社員であり、契約対象業務の公示後に入社した者でないことを証明する健康保険証等の写しを添付する（建築関係の役務についての協力会社の技術者を配置する予定である場合は、当該技術者が当該協力会社の社員であり、契約対象業務の公示後に入社した者でないことを証明する健康保険証等の写しを添付する。）。
2. 記載した資格を証明する書面の写しを添付する。

様式7 手持ち機械等の状況

※本様式は、契約対象業務が測量業務又は地質調査業務である場合に作成すること。

<機械を保有している場合>

記載要領

1. 本様式は、契約対象業務で使用する予定の手持ち機械について記載する。
2. 再委託の相手方が保有する機械を使用することを予定する場合は、備考欄にその旨を記載すること。

<機械をリースする場合>

記載要領

1. 本様式は、契約対象業務で使用する予定の機械及び当該機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
2. 再委託の相手方がリースを受けて機械を使用することを予定する場合は、備考欄にその旨記載すること。
3. 「リース元名」の「調査対象者との関係」欄には、調査対象者又は再委託先の相手方と機械リース予定業者との関係を記載する（例 協力会社、同族会社、資本提携会社等）。また、取引年数を括弧書きで記載する。

様式 8 過去に実施した同種又は類似の業務の名称及び発注者

記載要領

過去3年間に国及び地方公共団体等が発注した同種又は類似の業務（契約対象業務と同じ業種区分に限る。）全て（入札日時時点で履行中のものは除く。）について、新しい順に記載する。

なお、作業成績についてもできる限り記載すること。